

昭島市立清泉中学校に係る文化部活動の方針

本校における文化部活動の方針

昭島市立中学校に係る文化部活動の方針に則り、本校の教育目標にある「美しい心：正しい判断力、強固な信念、創造性に富んだ実行力、寛容の心と協力の精神を養う。」を達成するために、文化部活動の振興をすすめる。

- 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む学校教育の意義を踏まえ、生涯にわたって学び、芸術文化等に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送れるようにする。
- 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。

適切な休養日等の設定

成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下の基準とする。

【休養日】

- 1 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。)
- 2 長期休業中の休養日の設定についても、「1」に準じて扱うものとする。また、生徒が十分な休養を確保し、文化部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設けるものとする。また、学校閉庁日には原則として部活動は実施しない。

【活動時間】

- 1 1日の活動時間(準備・片付け、休憩の時間を除く)は、学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む)及び長期休業中は3時間程度とし、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- 2 大会・コンクール等についても、原則として、活動時間は1に準じるが、大会・コンクール等の規模や日程に応じて活動時間を延長することがある。その際は、各顧問は生徒の健康管理や安全面について配慮する。

【部活動指導員】

- 1 教員の働き方改革の推進と活動内容の充実のために、市教委の承認の下、地域の人材等を部活動指導員として活用し、各部顧問と適切に連携しながら活動に当たる。